

専門医制度規則に関する重要なお知らせ

会員各位

平成 30 年 4 月より基本領域学会では日本専門医機構による新専門医制度が開始されます。リウマチ専門医についても、今後日本専門医機構の専門医制度へ移行となります。今後の新専門医制度への移行に伴い、4 月 26 日の総会で規則の改正が承認されました。大きな変更点は以下の通りです。

なお、現在、研修中の方も研修期間が 5 年以上から 3 年以上へ変更になりました。

1) 専門医制度規則

(専門医の申請資格)

- 申請時において引き続き **5 年以上**の会員であること。

【変更後】

申請時において引き続き **3 年以上**の会員であること。

- 第 2 条第 4 項によって認定された教育施設において、別に定める専門医研修カリキュラム（以下「研修カリキュラム」という）に従い通算 **5 年以上**のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。（臨床研修実績を研修記録に記載のこと）

【変更後】

第 2 条第 4 項によって認定された教育施設において、別に定める専門医研修カリキュラム（以下「研修カリキュラム」という）に従い通算 **3 年以上**のリウマチ学の臨床研修を行ったこと。（臨床研修実績を研修記録に記載のこと）

一般社団法人 日本リウマチ学会
専門医制度委員会 委員長 田中良哉

平成 30 年 4 月 26 日